朝日町名義後援の承認に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、各種団体等（以下「団体等」という。）が行う事業及び行事（以下「事業等」という。）に対し、朝日町が名義後援を承認するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、名義後援とは、朝日町が事業等の趣旨に賛同し、及び応援の意を表して支援するため、使用を認める町の名義をいう。

（承認申請）

第３条　朝日町の名義後援を受けようとする事業等の主催者は、事業等を実施しようとする日の１５日前までに朝日町名義後援承認申請書（様式第１号）を町長に提出しなければならない。この場合において、町長は、必要があると認めるときは、申請者から当該行事に関する資料の提出を求めることができる。

（承認基準）

第４条　町長は、前条の申請書を受理したときは、次に定める基準に基づいて審査し、その適否を決定し、朝日町名義後援承認（不承認）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（１）　事業等の主催者が明らかであること。

（２）　団体等の役員その他事業関係者の住所及び身分が明らかであること。

（３）　団体等が、特定の政治的団体又は特定の宗教団体と関係がないこと。

（４）　広く町民を対象とした事業であり、その目的及び内容が町民の福祉、教育、学術、文化、体育等の向上発展に寄与するものであること。

（５）　事業等が営利を目的としないもので、商業的行為及び活動をしないこと。

（６）　暴力団、朝日町暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団密接関係者の利益となる、又は利益となるおそれがあると認められないこと。

（７）　後援名義の使用を承認すべきでない特段の事情があると認められないこと。

（承認条件）

第５条　町長は、名義後援するにあたり、次に掲げる条件を付することができる。

（１）　前条の規定による承認を受けた事業（以下「承認事業」という。）の実施において生じた事故、災害及び損害については、承認事業を実施する団体（以下「実施団体」という。）の責任で処理すること。

（２）　承認事業を中止し、又は承認事業の内容を変更する場合には、事前に町長に届け出を行い、その承認を受けること。
（３）　町長の求めに応じ、書類その他の物件の提出又は提示をすること。
（４）　特定の政治的団体又は特定の宗教団体に関わる活動をしないこと。
（５）　暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者に対し利益を供与しないこと。
（６）　この要綱に定める事項を遵守すること。
（７）　その他承認事業の内容に応じて町長が特に必要と認める条件。
２　町長は、承認団体に対し、前項の規定により付した条件に関し必要な指示を行うことができる。

（承認の取消し）

第６条　町長は、次に掲げる要件のいずれかに該当すると認めるときは、名義後援の使用の承認を取り消すことができる。この場合において、実施団体に損失が生じたときは、町は、その損失を補償する責任を負わない。
（１）　後援名義の使用を承認した後において、第４条に規定する承認の基準に該当しないことが判明したとき。
（２）　虚偽又は不正な手段により、後援名義の使用の承認を受けたと認められるとき。
（３）　前条第１項の規定により付した条件に反したとき。
（４）　前条第２項の規定による指示に従わないとき。
（５）　その他後援名義を使用させることが不適当と認めるとき。

（実施報告）

第７条　名義後援を受けた事業等の主催者は、朝日町名義後援承認事業等実施報告書（様式第３号）に次に掲げるものを添付し、事業等の終了後すみやかに町長に提出しなければならない。
（１）　承認事業に係るポスター、チラシ、パンフレットその他の広告物のうち、名義後援が記載されたもの。
（２）　その他町長が必要と認めるもの。

（庶務）

第８条　この要綱に定める朝日町名義の名義後援に関する事務は、庶務・町史編さん課にて行う。
２　名義後援の承認に係る決裁については町長決裁とする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、名義後援の承認に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この要綱は、公布の日から施行する。